

マイナンバー制度に関する特別講演会●3月19日

マイナンバー制度導入による企業への影響



マイナンバー

マイナンバー制度が、来年1月以降に利用開始されるに当たり、全会員を対象とした特別講演会を開催した。内閣官房の向井治紀氏より、この制度の導入の背景と狙い、今後の活用範囲拡大の検討状況、民間企業が導入に当たって備えておくべきことなどについて伺った。



講演：向井 治紀 氏

内閣官房情報通信技術(IT)
総合戦略室副室長(副政府CIO)
内閣審議官

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤である。具体的には、より正確な所得把握が可能になり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。大災害時における支援にも活用できる。また、各種行政事務の効率化が図られ、ITの活用により国民の利便性が向上する。

制度の概要としては、まず、12桁の個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知する。この個人番号は、年金、労働、福祉、医療などの社会保障分野や税分野、災害対策分野で利用される。また、申請すれば、顔写真付きの「個人番号カード」が交付される。このカードは、本人確認や番号確認のために利用するが、プライバシー性の高い情報は記録されない。

マイナンバー制度に対しては、個人情報保護などに関して国民の懸念があるが、制度面およびシステム面における保護措置が講じられ、安心・安全が確保されている。また、個人情報の管理については、一元管理ではなく分散管理の方法を採用のに加え、罰則も強化されている。

また、法人等にも13桁の法人番号を指定し、通知する。法人番号は原則公

開され、民間での自由な利用が可能になる。

税分野、社会保障分野の書類にマイナンバーを記載

民間企業における利用例としては、税分野の法定調書等、また健康保険、雇用保険、年金などの社会保障分野の書類には、番号の記載欄が追加され、主に支払いをする者と支払いを受ける者の個人番号・法人番号を記載することになる。

また、源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルタックス(地方税ポータルシステム)に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けるので、企業の事務負担が軽減する。

なお、企業が従業員などからマイナンバーを取得する際には、利用目的をきちんと明示するとともに、成りすまし防止のために本人確認を厳格に行う必要がある。

個人番号を取り扱う事業者が、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための具体的な指針として、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」が定められた。最低限守るべき事項について具体例を用いて記述している。ぜひ、参考にしていただきたい。

利用拡大に向けて普及を加速化

産業活性化、国民の利便性向上のた

めに、今後マイナンバーをどう活用していくについては、IT総合戦略本部のマイナンバー等分科会で、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめた。

例えば、各種証明書のコンビニ交付など個人番号カードを利用した利便性の高い民間サービスの拡大、引越しや死亡等のライフイベントにかかわる手続きをワン・ストップで行うなど、多様な事項が挙げられている。また、さらなるメリットが期待できる戸籍事務、旅券事務、預貯金付番、医療・介護・健康情報の管理・連携、自動車登録事務などについても、利用範囲の拡大を検討することとなっている。

「個人番号カード」は、公的機関が発行し、国民全員が取得可能で、かつ無料で交付される唯一のICカード身分証である。このカードは、個人番号を証明する書類として、あるいは各種行政手続きのオンライン申請、各種民間のオンライン取引や口座開設など、広範な分野への利用が期待されている。

今後は民間事業者にとっても、利用分野が拡大していくはずである。政府としてはスマートフォンやCATVでのカード利用を可能にするなど、幅広い方面から普及の加速化を図っていきたい。